

「第 5 次宇都宮市行政改革大綱」の概要について

1 策定の目的

「うつのみやの持続的な発展」を支え、自治体経営を取り巻く様々な変化やリスクに引き続き的確に対応できる「市民重視の行政経営」の確立に向けた行政改革をより一層推進していくことを目的として策定

2 「第 5 次行政改革大綱」の体系

「第 5 次宇都宮市総合計画」に掲げる都市像の実現に向けた施策・事業を展開するための基本となる効果的・効率的な行政経営の推進に向けた行政改革の考え方・在り方を示す「第 5 次行政改革大綱」とその具体的な取組や実施時期等を示す「行革プラン」で構成

【大綱の構成】

名 称	位置付け	内 容 等
第 5 次行政改革大綱	行政改革の基本方針	今後の行政改革の基本的な考え方、目指すべき方向性等
行革プラン	大綱に基づく行動計画	- 具体的な取組とその実施時期 - プランの内容は適宜、見直し

3 推進期間

平成 27 年度から 31 年度まで（5 年間）

4 大綱の内容

- 「第 5 次宇都宮市行政改革大綱」（概要版）・・・・・・・・・・別紙 1
- 「第 5 次宇都宮市行政改革大綱」・・・・・・・・・・別紙 2

【参考】これまでの取組経過（ゴシックが本市の取組）

平成 6 年 1 0 月	地方公共団体における行政改革推進のための指針（自治省）
平成 7 年	（第 1 次）宇都宮市行政改革大綱（平成 7 ～ 1 0 年度）
平成 9 年 1 1 月	「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」（自治省）
平成 1 1 年 1 月	第 2 次宇都宮市行政改革大綱（平成 1 1 ～ 1 4 年度）
平成 1 5 年 2 月	宇都宮市行政経営指針（第 3 次宇都宮市行政改革大綱） （平成 1 5 ～ 2 1 年度）
	行政経営指針行動計画（平成 1 5 ～ 1 9 年度）
平成 1 7 年 3 月	「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（総務省）
平成 1 8 年 3 月	行政経営指針（改訂）行動計画（平成 1 7 ～ 2 1 年度）
平成 2 2 年 3 月	第 4 次宇都宮市行政改革大綱（平成 2 2 ～ 2 6 年度） 行政改革推進プラン（平成 2 2 ～ 2 6 年度）
平成 2 7 年 3 月	第 5 次宇都宮市行政改革大綱（平成 2 7 ～ 3 1 年度） 行革プラン（平成 2 7 ～ 3 1 年度）

<取組の概要>

区 分	概 要	主な取組
第 1 次行政改革 （平成 7 ～ 1 0 年度） ～最少の経費で最大の効果～	行政のスリム化を最優先の課題とした取組を推進	・ 中核市への移行 ・ 食肉地方卸売市場の民間移管 ・ 民間委託の推進（ごみ収集運搬業務等） ・ 行政手続条例の制定 など
第 2 次行政改革 （平成 1 1 ～ 1 4 年度） ～地方分権型社会にふさわしい行政運営の実現～	「市民と行政の新たな関係づくり」, 「行政の自己改革」を柱とした取組を推進	・ 行政評価制度の導入 ・ 本庁窓口の受付時間の延長 ・ 市営競馬事業からの撤退 ・ I S O 1 4 0 0 1 の認証取得 など
第 3 次行政改革 （平成 1 5 ～ 2 1 年度） ～市民満足度の向上～	「市民との協働の推進」, 「成果重視の行政経営」を柱とした取組を推進	・ 自治基本条例の制定 ・ 「もったいない運動」の推進 ・ 指定管理者制度の導入 ・ E S C O 事業の導入(市本庁舎) など
第 4 次行政改革 （平成 2 2 ～ 2 6 年度） ～「共創」と「選択・集中」による 持続可能なまちづくりへの基盤の強化～	「市民の力の発揮」, 「事業等の徹底した検証」, 「効率的な執行体制の確立」, 「健全な財政構造の確立」を柱とした取組を推進	・ 窓口サービスの向上 ・ 指定管理者制度の推進, ・ 公立保育園の民営化, ・ 事業の再編・統廃合の推進 ・ 公共施設の効果的な利活用の推進など
第 5 次行政改革 （平成 2 7 ～ 3 1 年度） ～将来を見据えた最適な行政サービスの確立～	「事務事業の継続的改善」, 市民活力の最大化」, 「行政経営基盤の強化」, 「公有財産の適正管理の推進」を柱とした取組を推進	・ 社会保障・税番号制度の活用 ・ 全庁的な業務改善の推進（職員提案制度等） ・ まちづくり活動主体の連携・協力の推進 ・ 税外収入の充実 ・ 公共施設等の適正管理の推進 など